



令和6年度介護報酬改定に関して

令和5年9月27日（水）



一般社団法人
日本福祉用具供給協会



1. 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会に関して

介護保険における福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、必要なタイミングで必要な福祉用具を利用者に提供できるよう、レンタルを原則とされているところです。
(参考1)

更に、介護保険制度でカバーされる福祉用具の範囲の考え方では、一般的に低い価格のもの（一本杖等）は対象外とされているところです。（参考1）

貸与と販売の選択制には以下のような課題が存在します。

- ・ 長期利用になるかどうかの予後予測は難しく、特に利用者は自身の予後を悲観的に予測することが困難である。（参考2）
- ・ 購入後直ぐ不要となった場合は利用者にとっても保険者にとっても費用増となる。



- ・ 選択制該当商品の平均貸与期間は短くなることになり、採算性確保のために貸与価格を上げざるを得なくなる。
- ・ 販売した福祉用具が身体状況等に合わなくなった場合、別の用具への交換を提案しても、利用者の所有物であることから、受け入れずに利用を続けてしまい転倒などの事故につながる可能性が高まる。
- ・ 修理費用が高額になると、利用者が修理をためらう可能性がある。

これらのことから、

- ① 貸与を原則とする現行制度が維持されることを要望します。
- ② 廉価と指摘される福祉用具の種目・種類については介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における既存種目の見直しによって適正化の検討がなされることを要望します。



2. 福祉用具貸与価格上限設定について

福祉用具貸与価格の上限設定は、平成30年10月より施行され、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すこととなっています。業界団体としてはこの決定に対して、制度の適切な運用を啓発し前向きに取り組んで参りました。（参考3）

しかし、この制度は他の公定価格と異なり、見直しを重ねるごとに上限は確実に下がっていく性質を持っていることから、物価や人件費が高騰している近年の局面では、適切な価格転嫁の阻害要因となっており、事業運営が困難になってきております。（参考4）

つきましては、福祉用具貸与事業者が適切なサービス提供を実施することで介護人材不足を補い、利用者の生活の質の向上繋げるためにも、本制度そのものの見直しを要望します。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋 (平成10年 8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの (例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの (例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの (例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの (例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの (一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの (例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

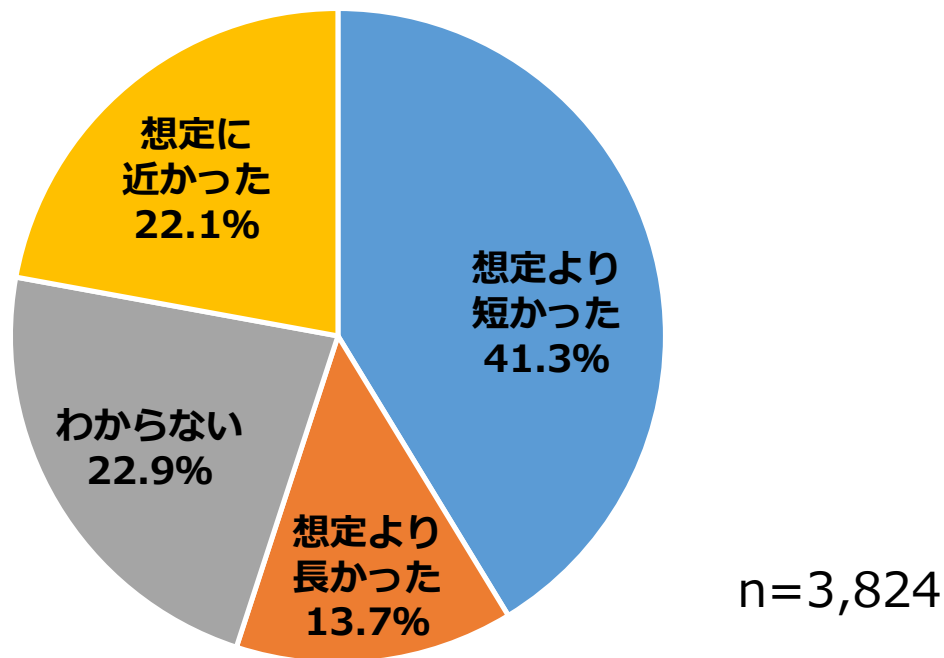
- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

※当協会にて赤囲みを加筆



○介護保険における福祉用具利用期間の当初見込みと実態の比較に関する調査 概要

問い：この福祉用具を返却することになりましたが、利用を始めるときを思い返して、この福祉用具の利用期間は想定通りでしたか？

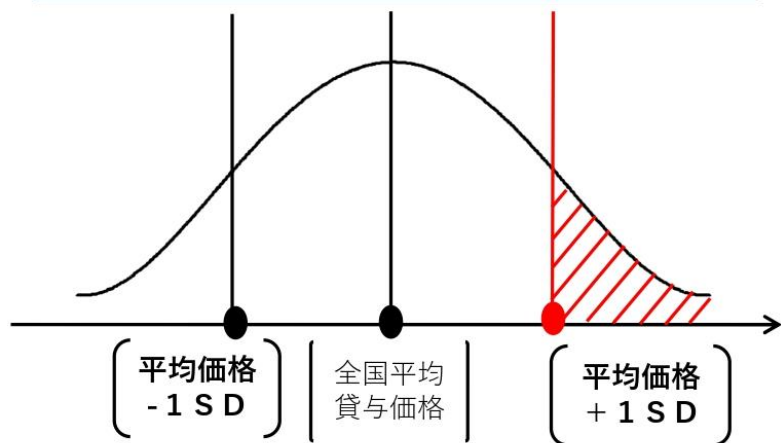


「想定より短かった」が41.3%で最も多く、「想定より長かった」が13.7%、「わからない」が22.9%、「想定に近かった」が22.1%であった。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差 (1 SD)」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ (正規分布)



上限価格が設定されている商品数

- 4,182商品 (令和5年4月1日現在)

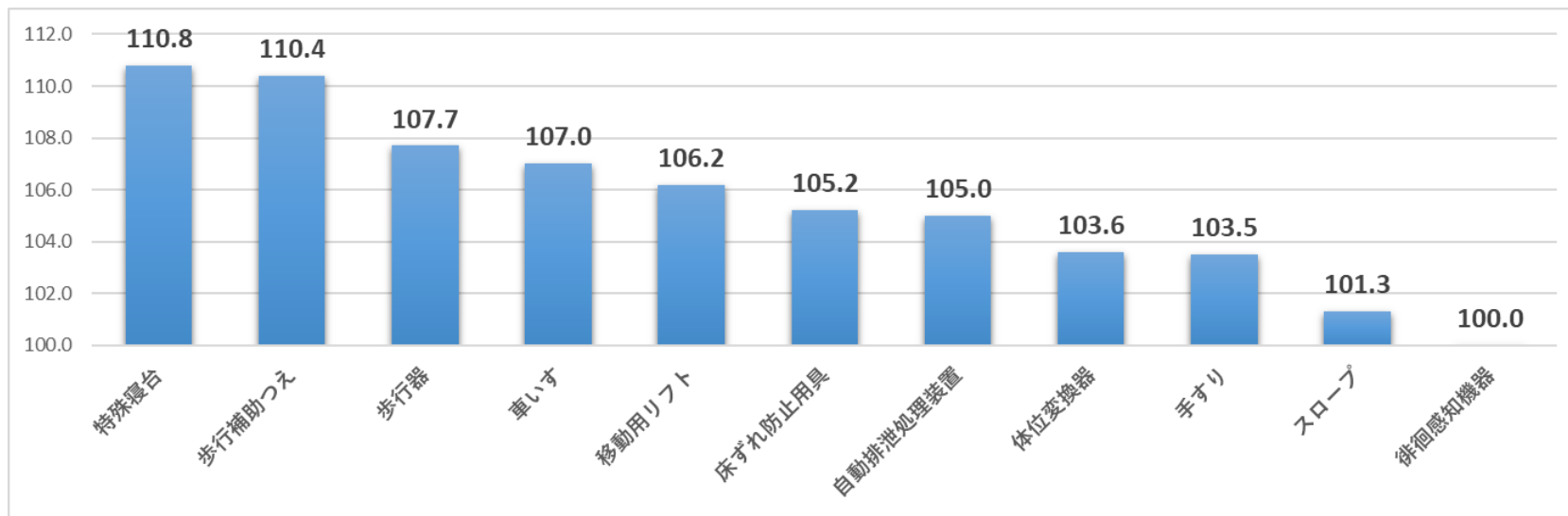
直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和4年7月	63 (新商品)	令和5年1月
令和4年10月	61 (新商品)	令和5年4月
令和5年1月	76 (新商品)	令和5年7月
令和5年4月	61 (新商品)	令和5年10月

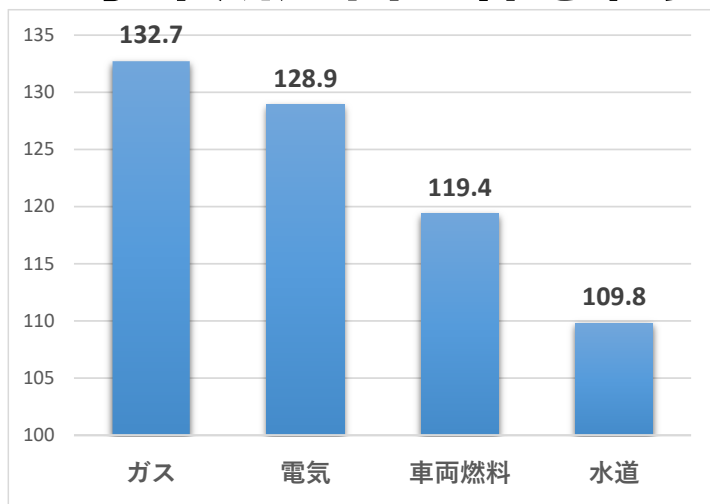
出典: 第220回社会保障審議会介護給付費分科会

参考4 物価高騰の影響に関するアンケート調査

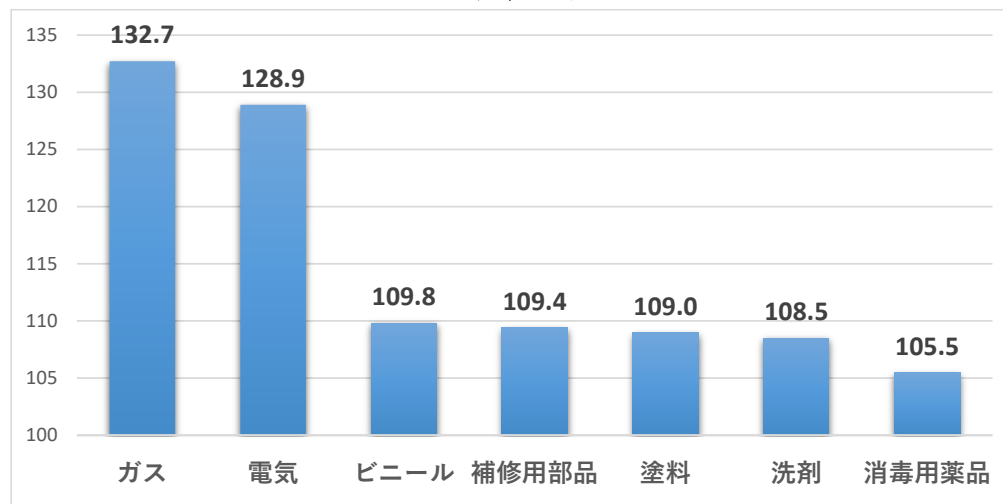
1. レンタル原価



2. 事業所運営に係る経費



3. 福祉用具メンテナンスに係る経費



※2019年度を100とした場合の2022年度の指数(消費税抜きベース)



○福祉用具サービスが持つ特徴

- ◆ 24 時間、365 日利用できるサービスです。
- ◆ 高齢者自身の自立意欲を高め、介護負担の軽減ができるサービスです。
- ◆ 日常生活上の便宜を図り、機能訓練に役立てることにより、日常生活の自立を助けます。
- ◆ 少ない費用で多くの方にご利用いただけるサービスです。
- ◆ 離島や山間へき地のような人的サービスが行き届かないところにも行き渡るサービスです。
- ◆ 単に「モノ」を貸すのではなく、「機能」を提供するサービスです。
- ◆ レンタル制度は、身体状況などの変化にあわせて適切に変更できるサービスです。



○災害時協定の締結促進

現在、188の自治体と協定を締結しています。

この災害時協定の締結促進は、大災害時において被災地等で必要とされている福祉用具物資が迅速に供給できるシステム構築及び地域ネットワーク向上の推進を目的としています。

No.	締結先自治体	No.	締結先自治体	No.	締結先自治体	No.	締結先自治体	No.	締結先自治体	No.	締結先自治体	No.	締結先自治体
1	北海道帯広市	28	北海道広尾町	55	千葉県木更津市	82	千葉県大網白里市	109	長野県安曇野市	136	三重県鈴鹿市	163	島根県安来市
2	北海道留萌市	29	北海道幕別町	56	千葉県松戸市	83	千葉県酒々井町	110	長野県高森町	137	滋賀県大津市	164	岡山県赤磐市
3	北海道苫小牧市	30	北海道池田町	57	千葉県野田市	84	千葉県栄町	111	岐阜県岐阜市	138	京都府	165	広島県広島市
4	北海道芦別市	31	北海道豊頃町	58	千葉県成田市	85	千葉県多古町	112	岐阜県土岐市	139	京都府京都市	166	山口県下関市
5	北海道江別市	32	青森県むつ市	59	千葉県佐倉市	86	千葉県東庄町	113	岐阜県各務原市	140	京都府福知山市	167	山口県周南市
6	北海道滝川市	33	青森県東通村	60	千葉県東金市	87	千葉県九十九里町	114	岐阜県岐南町	141	京都府宮津市	168	徳島県
7	北海道砂川市	34	岩手県山田町	61	千葉県旭市	88	千葉県横芝光町	115	静岡県静岡市	142	京都府向日市	169	徳島県徳島市
8	北海道歌志内市	35	宮城県	62	千葉県習志野市	89	千葉県睦沢町	116	静岡県浜松市	143	京都府長岡京市	170	徳島県鳴門市
9	北海道新篠津村	36	秋田県秋田市	63	千葉県市原市	90	千葉県長柄町	117	静岡県三島市	144	京都府八幡市	171	徳島県小松島市
10	北海道七飯町	37	秋田県美郷町	64	千葉県流山市	91	千葉県長南町	118	静岡県富士市	145	京都府京田辺市	172	徳島県阿南市
11	北海道積丹町	38	山形県鶴岡市	65	千葉県八千代市	92	千葉県大多喜町	119	静岡県磐田市	146	京都府京丹後市	173	徳島県松茂町
12	北海道古平町	39	山形県酒田市	66	千葉県我孫子市	93	千葉県鋸南町	120	静岡県湖西市	147	京都府南丹市	174	徳島県北島町
13	北海道仁木町	40	山形県真室川町	67	千葉県鴨川市	94	東京都渋谷区	121	愛知県名古屋市中区	148	京都府京丹波町	175	香川県高松市
14	北海道余市町	41	山形県遊佐町	68	千葉県君津市	95	東京都中野区	122	愛知県岡崎市	149	大阪府大阪市	176	香川県丸亀市
15	北海道赤井川村	42	茨城県水戸市	69	千葉県富津市	96	東京都練馬区	123	愛知県半田市	150	大阪府堺市	177	香川県善通寺市
16	北海道奈井江町	43	栃木県日光市	70	千葉県浦安市	97	東京都江戸川区	124	愛知県春日井市	151	大阪府枚方市	178	香川県さぬき市
17	北海道長沼町	44	群馬県前橋市	71	千葉県四街道市	98	東京都狛江市	125	愛知県刈谷市	152	大阪府大東市	179	高知県
18	北海道雨竜町	45	群馬県高崎市	72	千葉県袖ヶ浦市	99	東京都西東京市	126	愛知県犬山市	153	兵庫県明石市	180	福岡県
19	北海道比布町	46	埼玉県川口市	73	千葉県八街市	100	神奈川県平塚市	127	愛知県小牧市	154	兵庫県南あわじ市	181	佐賀県上峰町
20	北海道白老町	47	埼玉県吉川市	74	千葉県印西市	101	新潟県長岡市	128	愛知県東海市	155	兵庫県播磨町	182	長崎県
21	北海道厚真町	48	埼玉県吉見町	75	千葉県白井市	102	富山県南砺市	129	愛知県大府市	156	奈良県	183	宮崎県延岡市
22	北海道安平町	49	埼玉県美里町	76	千葉県富里市	103	石川県金沢市	130	愛知県豊明市	157	和歌山県和歌山市	184	鹿児島県鹿児島市
23	北海道浦河町	50	埼玉県神川町	77	千葉県南房総市	104	石川県小松市	131	愛知県愛西市	158	和歌山県海南市	185	鹿児島県鹿屋市
24	北海道音更町	51	千葉県千葉市	78	千葉県匝瑳市	105	長野県松本市	132	愛知県あま市	159	和歌山県有田市	186	鹿児島県垂水市
25	北海道土幌町	52	千葉県市川市	79	千葉県香取市	106	長野県塩尻市	133	三重県津市	160	和歌山県田辺市	187	鹿児島県始良市
26	北海道鹿追町	53	千葉県船橋市	80	千葉県山武市	107	長野県佐久市	134	三重県四日市市	161	和歌山県新宮市	188	沖縄県那覇市
27	北海道大樹町	54	千葉県館山市	81	千葉県いすみ市	108	長野県千曲市	135	三重県松阪市	162	和歌山県紀の川市		



○福祉用具専門相談員研究大会の開催

福祉用具専門相談員の職能団体である一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）と共催で、令和元年より福祉用具専門相談員研究大会を開催し、福祉用具サービス利用効果の追求、自己研鑽の促進などに努めています。

第4回大会

開催日：令和5年6月22日（木）

会場：KFCホール
（東京都墨田区）
※オンライン併用

参加者：1,319名

大会長：小野木 孝二



第5回大会（予定）

開催日：令和6年6月19日（水）

会場：千里ライオンセンター（大阪府豊中市）※オンライン併用

大会長：記虎 孝年（公益社団法人関西シルバーサービス協会 理事長）